



院内感染対策に関する取組事項

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。
当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に係る全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 院内感染対策組織に関する事項

当院における感染防止対策に関する問題点を把握し、院内感染対策活動を行うために感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

3 院内感染対策教育に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4 感染対策発生状況報告に関する事項

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、必要に応じて感染対策の周知及び指導を行います。

5 院内感染発生時の対応に関する事項

感染症患者が発生又は疑われる場合は、感染防止対策チーム（ICT）が感染対策に速やかに対応します。また、必要に応じて地域の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6 患者等への情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行い、感染防止に意義並びに手洗い・マスクの着用等について、理解と協力をお願いしております。

7 その他

院内感染防止対策の推進のため「感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、定期的にマニュアルの見直し及び改定を行います。